



境港管理組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第12項の規定に基づき、境港管理組合管理者から平成25年9月9日付境港管理組合監査委員告示第1号で公表した平成24年度決算に係る監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので公表する。

平成26年3月19日

監査委員 法 正 良



監査委員 岡 本 康 宏



監査結果報告に添付された意見に基づき境港管理組合管理者が講じた措置

| 監 査 意 見   | 講 じ た 措 置   |
|---|---|
| <p><b>1 債権管理について</b></p> <p>港湾整備事業特別会計の未収金については、過年度分の未収金の回収が進まない中で今回現年度分の未収金が大幅に増加した。組合では債権管理事務取扱規則・事務処理要領に基づいて催促等を行っておられるが未収金総額は高止まりしている。</p> <p>引き続き適切な債権管理を行い、粘り強く回収に努められたい。</p> | <p>平成24年度に発生した未収金については、債務者と納付交渉を行うとともに、並行して財産調査を実施しているところである。</p> <p>また他の債権についても電話による催促や催告状を送付するなど、早期回収に努めている。</p> <p>引き続き、債権管理事務取扱規則・事務処理要領に基づいて、未収金の回収に努めていく。</p> |